

# 設置する充電設備の種類別補助金交付上限額（高速道路SA・PA及び道の駅充電設備設置事業）

高速道路SA・PA及び道の駅 充電設備設置事業	Ⓐ コネクタが 2つの型式	Ⓑ 電源部と充電部で 分れている型式
<b>(1) 充電設備等設置工事費</b>		
①充電設備等設置工事費	—	—※
②電気配線工事費	—※	—※
③高圧受変電設備設置工事費（QCのみ）	—	—
④特別措置に基づく受電工事費（QCのみ）	—	—
<b>(2) 案内板設置工事費（原則1申請当たり）</b>		
ア. 入口が2ヶ所以下の施設への設置	—	—
イ. 入口が3ヶ所以上の施設への設置	—	—
<b>(3) 付帯設備設置工事費（原則1基当たり）</b>		
①駐車スペースライン引き	×2	×2
②路面表示	×2	×2
③屋根 ※どちらか一方	—	×2
④小屋	—	×2
⑤充電設備防護部材	—	×2
⑥電灯	—	×2※
<b>(4) その他設置に係る費用（原則1申請当たり）</b>		
①雑材・消耗品費、養生費	—	—
②レイアウト検討・図面作製費	—	—
③安全誘導員費	—	—
④停電回避費（高速道路等のSA・PAのみ）	—	—
⑤充電スペース造成費 *1	×2	×2
⑥(1)～(3)の工事がかかったその他労務費	—	—

\*1 高速道路等、道の駅、および共同住宅等の内既設の分譲マンションへの設置工事でセンターが認めた場合のみ

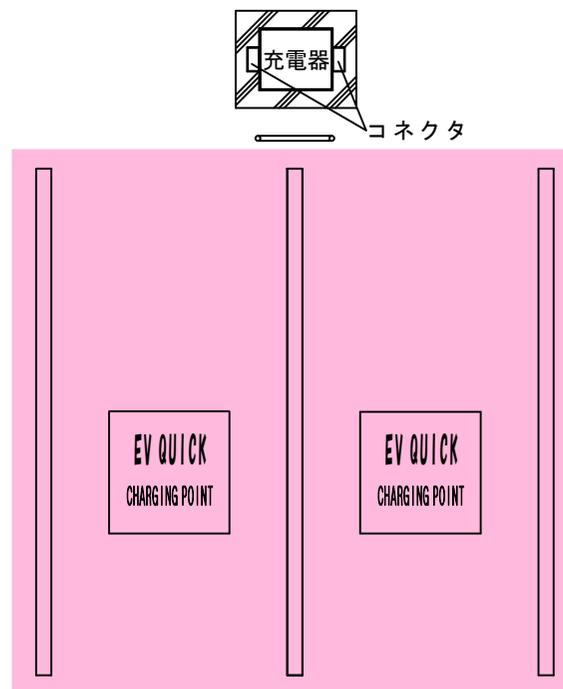
—：1基あたりの補助上限額

—※：1基あたりの補助上限額（1型式を稼働させるための設置および電気配線工事を対象とする）

×2※：効率的な設置をしている場合

Ⓐ

充電設備1基でコネクタが2つの場合



Ⓑ

1型式で電源部1基、充電部2基の場合

